ちむ美らさ

第104号

発行:北部農林水産振興センタ

農業改良普及課

住所:沖縄県名護市大南1-13 電話:0980-52-2752

FAX:0980-51-1013



楽しかつたあ♪ またやりたい!®

2P · 野菜の病害について 3P. 花きの病害について

北部地区女性農業者等

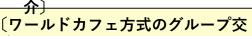


〔主催あいさつ〕大城課長 この交流会はネットワークづくりです! 今日は情報を共有して、楽しく交流し、笑顔 で帰って下さいね。

神谷昌子です。 女性ひとりでも楽しくできる農 業、共有しましょう。



〔新規女性農業士の紹





〔作業衣の紹介コー













大宜味村「笑味の店」のおいしいおやつをいただき ながら、6グループに分かれて自由に意見交換。 同じ女性同士、「営農生活においてパートナーと楽 しく取り組むコツトについて知恵を共有しました。

(担当:根路銘)



〔農業機械の紹

バッグナンバーはこちら→ http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norin-hoku-nokai/timutyurasa.html または右上QRコードでご覧になれます。

カボチャの貯蔵病害に注意しましょう

カボチャ栽培において、収穫・出荷後に発病する貯蔵病害が問題になっています。



貯蔵病害

※貯蔵病害の原因となる病気等







つる枯病

炭疽病

果実腐敗病

※写真提供元(沖縄県病害虫防除技術センター)

栽培期間中に感染し、出荷までの管理によって発病リスクが変わります。 以下のポイントに注意しながら、防除対策しましょう。

- ・敷草などにより、土の跳ね上がりを防ぎ、土壌病原菌の感染を防ぐ。
- ・果実を日焼け防止シートなどで覆い、日焼けを防ぎ、菌の侵入経路を防ぐ。
- ・アリエッティ水和剤、ジマンダイセン水和剤等の殺菌剤を開花後~収穫までに散布する。
- ・降雨時に収穫すると発病リスクが高まるので、なるべく晴れの日に収穫。
- ・カボチャを高湿度条件で貯蔵すると、発病リスクが高まる。扇風機等による通風や

風通しを良くすることで、蒸れないようにする。

(担当:仲宗根)

冬期の野菜栽培では **菌核病の発生に<mark>注意</mark>しましょ**

する。 菌核病は、<mark>低温・多湿の</mark>条件で発生しやすくなるので、Ⅰ月~3月の 曇天・雨天が続く場合は注意が必要です。



防除対策

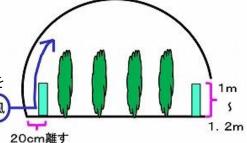
- ◎ 被害株・果実を見つけたらビニール袋に入れる等して圃場外へ持ち出し処分する。 (そのまま放置すると感染源になります)
- ハウス栽培では、側窓の開放による換気や、密集した老葉の除去による通風改善を行う。
- 登録農薬による薬剤散布を行う。(夕方までに作物表面の薬液が乾くようにする)
- ハウス内に二重カーテン(内張カーテン)を設置し、作物に直接寒風を当てずに換気する。

ハウス内二重カーテン

設置時期:12月~3月

多湿状態を緩和(菌核病予防) するため夜間は風下側の側窓を

IOcm程度開ける





(担当:屋良)



冬期に発生が増える 花き類の病害に注意しましょう!



白さび病 (キク)

- 発病適温は15℃~23℃。
- 風雨やかん水の飛沫で胞子 が飛散し感染拡大が早い。

【対策】

不要な下葉・脇芽を除去し 通風を良くする。





菌核病(キク、トルコギキョウ、リアトリス ぉど)

- ●発病適温は20℃前後。
- ●菌核は1~2年生存し土壌 伝染する。

【対策】

菌核形成前に抜き取り焼却 する。





灰色かび病(トルコギキョウ、洋ラン、キク など)

- 発病適温は20℃前後。
- 菌核は長期生存し、分生子 が空気中に飛散し蔓延する。

【対策】

通風を良くし多湿にしない。







病気の蔓延防止には早期発見と早期除去が大切です。

また、雑草が感染源になることもあります。

周辺環境の管理も徹底しましょう!

(担当:下地)

農業者(個人事業主)の皆様へ

令和2年分の所得税確定申告から

確定申告期間:

R3年2月16日~R3年3月15日 (注)コロナ禍の影響で日程延長の可能性有り

<u>青色申告特別控除額</u> 基礎控除額

が変わります!!

<u>青色申告特別控除額</u> ※ 今まで 65万円 ⇒ R2年 **55万円** ↓

基礎控除額 今まで 38万円 ⇒ R2年 **48万円** ↑

<u>青色申告特別控除額 + 基礎控除額</u> 今まで 103万円 ⇒ R2年 103万円 今までと一緒、変わらない。

※青色申告特別控除額 65万円を受ける要件(+10万円控除UPするには)

今まで65万円控除を受けていた方は、今までのやり方に加えて、

- ① e-Taxによる申告(電子申告)
- ② 電子帳簿保存

のいずれかが必要になります。

① e-Taxによる申告(電子申告)とは

e-Taxとは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムです。

65万円の青色申告特別控除を受けるには、ご自宅等のパソコンにより、<u>e-Taxで確定</u>申告書・青色申告特別控除等のデータを提出(送信)する必要があります。

なお、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、e-Taxで提出(送信)することもできます。

e-Taxのご利用の流れ(申告時に準備するもの)

- 1. マイナンバーカード
- 2. ICカードリーダライタ 又は スマートフォン
 - *マイナンバーカードの読み取りに対応したICカードリーダーライタ 又は スマートフォンが必要
- 3. 国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」へ 確定申告書・青色申告決算書等のデータを作成し、送信します。

② 電子帳簿保存とは

一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度。

この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3ヶ月前の日までに<u>申請</u>書を税務署に提出する必要があります。

65万円の特別控除を受けるには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

*詳しくは「国税庁HP(www.nta.go.jp)でご確認下さい。

(担当:諸喜田)